

入札条件

- 1 入札金額は、消費税を除くとする。
- 2 落札者の決定方法は、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を落札者とする。ただし、最低制限価格は設定しないが契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは落札を保留する場合がある。
- 3 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。（1円未満切り捨て）
- 4 入札において、次の各号に該当する入札は無効又は失格とする。
 - ① 入札書に記名押印を欠く入札
 - ② 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - ③ 同一入札者がなした2通以上の入札
 - ④ 入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札
 - ⑤ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - ⑥ 入札に関し談合等の不正行為をなした者の入札
 - ⑦ 入札参加資格のない者が行った入札
 - ⑧ その他入札条件に違反した入札
- 5 入札には入札通知書に同封した入札書と同一様式のものを用い、指名業者登録申請時に届け出た印鑑を押印し、入札箱へ投函すること。
- 6 提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しは認めない。
- 7 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
 - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。